

令和3年加茂市議会9月定例会会議録（第1号）

9月16日

議事日程第1号

令和3年9月16日（木曜日）午前9時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸報告
- 第4 第73号議案
- 第5 第74号議案
- 第6 第49号議案及び第68号議案
- 第7 第50号議案から第67号議案まで及び第69号議案から第72号議案まで
- 第8 請願第3号及び第4号
- 第9 一般質問

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 第73号議案 教育委員会委員の任命について（太田正純氏）
- 日程第5 第74号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任について（吉崎重廣氏）
- 日程第6 第49号議案 専決処分の承認について（令和3年度加茂市一般会計補正予算第9号）
第68号議案 加茂市における訪問介護、訪問看護及び訪問リハビリテーションの利用料の助成に関する条例の一部改正について
- 日程第7 第50号議案 令和3年度加茂市一般会計補正予算（第10号）
第51号議案 令和3年度加茂市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
第52号議案 令和3年度加茂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
第53号議案 令和3年度加茂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
第54号議案 令和3年度加茂市介護保険特別会計補正予算（第1号）
第55号議案 令和3年度加茂市在宅介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
第56号議案 令和3年度加茂市水道事業会計補正予算（第1号）
第57号議案 令和2年度加茂市一般会計決算の認定について
第58号議案 令和2年度加茂市国民健康保険特別会計決算の認定について
第59号議案 令和2年度加茂市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
第60号議案 令和2年度加茂市宅地造成事業特別会計決算の認定について
第61号議案 令和2年度加茂市下水道事業特別会計決算の認定について

- 第62号議案 令和2年度加茂市介護保険特別会計決算の認定について
- 第63号議案 令和2年度加茂市在宅介護サービス事業特別会計決算の認定について
- 第64号議案 令和2年度加茂市水道事業会計決算の認定について
- 第65号議案 加茂市デマンド型乗合タクシーの運行に関する条例の制定について
- 第66号議案 加茂市、加茂市・田上町消防衛生保育組合公平委員会の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第67号議案 加茂市営市民バス条例の一部改正について
- 第69号議案 加茂市総合計画基本構想の策定について
- 第70号議案 加茂市、加茂市・田上町消防衛生保育組合公平委員会の共同設置の廃止について
- 第71号議案 加茂市浄化センター建設工事委託に関する協定の締結について
- 第72号議案 市道路線の認定について

- 日程第8 請願第3号 「コロナ禍における私立高校生の学びを保障し私立高校の教育環境整備をはかるため、私学助成増額・拡充を求める意見書」の採択を求める請願
- 請願第4号 コロナ禍に苦しむ人々に食料を支援する施策を求める請願

日程第9 一般質問

橋本 昌美君

1. 新潟県地方税徴収機構に参加による滞納処分の状況
2. 滞納額の不納欠損について

大橋 一久君

1. 人口減少対策について、移住定住促進のさらなる取り組みについて
2. 企業誘致推進地域策定について
3. ゴミの野積みの状況を憂い、ゴミ分別推進による処分量削減について

○出席議員（18名）

1 番	森 友和君	2 番	大橋 一久君
3 番	橋本 昌美君	4 番	中沢 真佐子君
5 番	三沢 嘉男君	6 番	白川 克広君
7 番	佐藤 俊夫君	8 番	大平 一貴君
9 番	浅野 一明君	10 番	滝沢 茂秋君
11 番	森山 一理君	12 番	山田 義栄君
13 番	中野 元栄君	14 番	安田 憲喜君
15 番	樋口 博務君	16 番	安武 秀敏君
17 番	樋口 浩二君	18 番	関 龍雄君

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

市 長	藤 田 明 美 君	副 市 長	五十嵐 裕 幸 君
総 務 課 長	明田川 太 門 君	企画財政課長	車 谷 憲 繁 君
税 務 課 長 会 計 課 長	目 黒 博 之 君	税務課長補佐	粂 山 太 君
農 林 課 長 農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	大 竹 久 範 君	商工観光課長	吉 田 裕 之 君
市 民 課 長	智 野 賢 一 君	環 境 課 長	石 附 敏 春 君
こども未来課長	井 上 毅 君	健康福祉課長	藤 田 和 夫 君
建 設 課 長	宮 澤 康 夫 君	上下水道課長	土 田 修 也 君
加茂市介護・看護支援センター所長	佐 藤 正 直 君	教 育 長	山 川 雅 己 君
教 育 委 員 会 長 庶 務 課 長 文 化 会 館 長	草 野 智 文 君	教 育 委 員 会 学 校 教 育 課 長	北 原 利 章 君
教 育 委 員 会 社 会 教 育 課 長	有 本 幸 雄 君	教 育 委 員 会 ス ポ ー ツ 振 興 課 長	五十嵐 卓 君
監 査 委 員	山 口 昇 君	監 査 委 員 局 長 事 務 局 長	齋 藤 美 佐 子 君

○職務のため出席した事務局員

事 務 局 長	大 野 博 司 君	次 長	坂 井 恵 里 君
係 長	石 津 敏 朗 君	主 査	吉 田 和 実 君
嘱 託 速 記 士	丸 山 夏 歩 君		

午前9時30分 開会

○議長（滝沢茂秋君） これより令和3年加茂市議会9月定例会を開会いたします。

午前9時30分 開議

○議長（滝沢茂秋君） 直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（滝沢茂秋君） これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において、3番、橋本昌美君、5番、三沢嘉男君、7番、佐藤俊夫君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（滝沢茂秋君） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会における今期定例会の運営について、審査の結果を委員長より報告を求めます。

〔議会運営委員長 山田義栄君 登壇〕

○議会運営委員長（山田義栄君） おはようございます。ただいまから議会運営委員会の結果を報告いたします。

本日から9月定例会が開催されますので、去る9月9日、議会運営委員会を開催いたしました結果、次のとおり決定いたしましたので、皆様方の御賛同をお願いいたします。

会期は、本日から10月5日までの20日間といたすことになった次第であります。今回、提出されました請願は2件、一般質問の通告は7名であります。議事の運営につきましては、皆様方のお手元に配付してあります順序によって行い、本会議は本日16日、17日、21日及び10月5日に開催し、本日は人事議案2件及び議案2件の即決をお願いすることになりました。22日に連合審査会と全員協議会、次いで24日から休日を除く10月1日までの間に各委員会の開催をお願いし、付託議案及び請願等の審査を行っていただくことになりました。最終日の10月5日は各委員長の報告を行い、これを決定していただき、また会期中に議員発案等が提出された場合は、最終日の日程に組み、これらの即決をお願いし、9月定例会を終了することになりました。

以上をもちまして、議会運営委員会の結果報告を終わります。

○議長（滝沢茂秋君） お諮りいたします。

今期定例会の会期については、議会運営委員長報告のとおり、本日から10月5日までの20日間といたしたいと思います。なお、議事の運営につきましては、議会運営委員長報告のとおり取り計りたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から10月5日までの20日間と決定いたしました。

なお、議事の運営につきましては、お諮りのとおり決しました。

市長の挨拶

○議長（滝沢茂秋君） 次に、市長より招集の挨拶があります。

〔市長 藤田明美君 登壇〕

○市長（藤田明美君） おはようございます。令和3年加茂市議会9月定例会をお願いしましたところ、御出席いただきましてありがとうございます。

今議会では、主な議案として、教育委員会委員の任命と固定資産評価審査委員会委員の選任の人事議案、また酒類を提供する飲食店等への営業時間短縮の協力要請に伴う協力金の支給に係る経費の専決処分をはじめとする令和3年度一般会計補正予算、令和2年度一般会計、各特別会計、水道事業会計の決算、訪問介護、訪問看護及び訪問リハビリテーションの利用料助成に関する条例の一部改正や、市民バスの実証実験開始に係る各条例の制定、一部改正等、各議案の御審議をよろしくお願いいたします。

また、さきの6月定例会での一般質問、委員会での御質問、御要望の進捗状況について御報告できるものとしたしましては、病児保育園について、最近はRSウイルスの流行で毎日利用がある状況です。今後も業務内容を充実できるよう、田上町と協議、連携してまいります。

民生委員の配置と職務について、まずできることとして、7月14日に開催された三条地域振興局との意見交換会の際に、民生委員が適正な配置となるよう増員を要望いたしました。

加茂川河川敷のアヤメ園について、現在、アヤメ園の株から採取した種子から新たな株を育てています。ある程度育てた段階で植え替えを実施したいと考えており、来年度は現在育てている150株程度、再来年は1,000株程度の植え替えが可能になる予定です。

加茂川河川敷への距離の表示について、現在設置してある距離表示プレートのうち、見えづらくなっている3か所を10月に修繕予定です。

子育て支援パスポート事業について、新年度から開始できるよう、近隣市町村のノウハウの調査や市町村連携など、具体的な準備に着手します。お出かけマップについても調査中です。

遊休地の活用について、宅地造成事業特別会計保有地について、令和3年7月に旭町住宅用地1件を売却しました。またレイズに登録した物件について、全国に広く情報発信されたことから、県外の不動産事業者から問合せをいただくようになりました。

ワクチン接種について、昨日9月15日付で配付したチラシにおいて、11月28日で集団接種を終了することをお知らせいたしました。それ以降にワクチン接種を希望する方へは、個別接種でお願いすることになります。ワクチン供給量が確定し次第、度々予約枠を拡大し、できるだけ多くの方が早めに接種できるように努めています。特に20代、30代の予約率が他世代と比べて低いので、市としても接種を呼びかけてまいりたいと思います。集団接種、個別接種ともに順調に予約が埋まった場合、10月中に対象者の8割の方が2回目の接種を終える予定です。

さて、本日9月16日の24時をもって県内全域に発令されていた特別警報が警報に移行します。公共施設の休館、部活動の休止、飲食店等への時短要請と、市民の皆様には御不便をおかけしました。17日より市の公共施設は再開する予定です。これまでの市民の皆様の御協力に心より感謝申し上げます。すぐにリバウンドすることがないように、引き続き感染防止対策をお願いいたします。

また、昨日ホームページや市のメール等でもお知らせいたしましたが、石川小学校の児童が新型コロナウイルス感染症の陽性者であることが確認されました。一日も早い回復をお祈り申し上げます。

加茂市の公共施設に関わる場合、個人情報に十分配慮し、可能な限り情報を公表するようにしています。それが不確かなうわさや差別、偏見を防ぎ、感染された方を守ることに繋がると考えているからです。加茂市教育委員会は、学校をしっかりとサポートし、感染された児童が安心して休むことができ、安心して学校へ復帰できるよう環境を整えています。市民の皆様が温かく見守ってくださり、かつ冷静に行動してくださることを願っております。そして、市として、当該学校の児童、そして市民の皆様の不安解消にもこれからも努めてまいります。そして、詳しいことにつきましては、この後、全員協議会室で御説明させていただきたいというふうに思っております。

今議会は決算議会となります。行財政健全化、新しい事業が本格的に反映された初めての決算です。活発な議論を期待しております。今議会もどうぞよろしく願いいたします。

日程第3 諸報告

○議長（滝沢茂秋君） 次に、日程第3、諸報告を行います。

報告第14号、継続費精算報告書について、報告第15号、令和2年度決算健全化判断比率及び資金不

足比率の報告について、それぞれ市長から報告がありました。その写しをお手元に配付してありますので、御了承ください。

次に、報告第16号、監査委員から令和3年5月分、6月分、7月分の例月現金出納検査の結果報告がありました。その写しをお手元に配付してありますので、御了承ください。

次に、報告第17号、6月定例会以降の議長会の状況について、その概要を別紙のとおりお手元に配付してありますので、併せて御了承ください。

日程第4 第73号議案

○議長（滝沢茂秋君） 次に、日程第4、第73号議案教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

〔市長 藤田明美君 登壇〕

○市長（藤田明美君） ただいま上程になりました議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第73号議案は、教育委員会委員の任命についてであります。これは、現委員の金澤理久夫氏が本年9月30日に任期満了となりますので、10月1日付で太田正純氏を本市教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の御同意をお願いするものであります。

以上、提案いたしました議案について、その概要を御説明申し上げます。何とぞよろしく御審議の上、全員の賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（滝沢茂秋君） 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第73号議案教育委員会委員の任命については、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 御異議なしと認めます。よって、本案はこれに同意することに決しました。

暫時休憩いたします。

午前9時43分 休憩

午前9時45分 開議

○議長（滝沢茂秋君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程第5 第74号議案

○議長（滝沢茂秋君） 次に、日程第5、第74号議案固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

〔市長 藤田明美君 登壇〕

○市長（藤田明美君） ただいま上程になりました議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第74号議案は、固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。これは、現委員の吉崎重廣氏が本年9月30日に任期満了となりますので、同氏の再任について、地方税法第423条第3項の規定により、議会の御同意をお願いするものであります。

以上、提案いたしました議案について、その概要を御説明申し上げました。何とぞよろしく御審議の上、全員の賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（滝沢茂秋君） 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第74号議案固定資産評価審査委員会委員の選任については、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 御異議なしと認めます。よって、本案はこれに同意することに決しました。

日程第6 第49号議案及び第68号議案

○議長（滝沢茂秋君） 次に、日程第6、第49号議案及び第68号議案の2件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

〔市長 藤田明美君 登壇〕

○市長（藤田明美君） ただいま上程になりました議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第49号議案は、令和3年度一般会計補正予算の専決処分について御承認をお願いするものであります。この補正予算は、県内全域を対象とした酒類を提供する飲食店等への営業時間短縮の協力要請に協力いただいた飲食店等に対する協力金の支給に係る経費7,497万円を増額し、これに充てる財源として、同額県支出金を増額して措置し、9月1日付で専決処分いたしましたものであります。この結果、予算の総額は124億944万2,000円となりました。

第68号議案は、加茂市における訪問介護、訪問看護及び訪問リハビリテーションの利用料の助成に関する条例の一部改正についてであります。これは、これまで訪問介護等の利用料の個人負担金は全額加茂市が助成を行ってきたところではありますが、介護保険制度の本来の趣旨にのっとり、受益者から負担してもらうように改めるものであります。ただし、緩和措置として、前年の公的年金の収入額、合計所得金額及び非課税年金の収入額の総額が120万円以下の利用者につきましては、令和3年10月1日から令和6年3月31日まで利用料の半額助成をするものであります。

以上、提案いたしました議案について、その概要を御説明申し上げました。何とぞよろしく御審議の上、全員の賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（滝沢茂秋君） 当局の説明が終わりました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第49号議案及び第68号議案については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 御異議なしと認めます。よって、第49号議案及び第68号議案については委員会への付託を省略することに決しました。

暫時休憩をいたします。

午前 9時50分 休憩

午前11時05分 開議

○議長（滝沢茂秋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議題となっております第49号議案及び第68号議案について、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

最初に、第49号議案専決処分の承認についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 御異議なしと認めます。よって、本案は承認することに決しました。

次に、第68号議案加茂市における訪問介護、訪問看護及び訪問リハビリテーションの利用料の助成に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 第50号議案から第67号議案まで及び第69号議案から第72号議案まで

○議長（滝沢茂秋君） 次に、日程第7、第50号議案から第67号議案まで及び第69号議案から第72号議案までを一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

〔市長 藤田明美君 登壇〕

○市長（藤田明美君） ただいま上程になりました議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第50号議案は、令和3年度一般会計補正予算であります。この補正予算は、総額1億4,482万5,000円の増額であります。歳出の内容といたしましては、税外収入過年度還付金6,510万円などを増額し、訪問介護利用料助成事業費827万6,000円などを減額するものであります。これに充てる財源として、繰越金7,565万6,000円などを増額して措置するものであります。この結果、予算の総額は125億5,426万7,000円となります。地方債の補正につきましては、道路橋梁整備事業債など3件について限度額を変更するものであります。

第51号議案は、令和3年度国民健康保険特別会計補正予算であります。この補正予算は、総額2,858万円の増額であります。歳出の内容といたしましては、諸支出金2,692万8,000円などを増額するものであります。これに充てる財源として、繰越金2,692万8,000円などを増額して措置するものであります。この結果、予算の総額は26億9,724万8,000円となります。

第52号議案は、令和3年度後期高齢者医療特別会計補正予算であります。この補正予算は、総額180万3,000円の増額であります。歳出の内容といたしましては、諸支出金139万円などを増額するものであります。これに充てる財源として、繰越金139万円などを増額して措置するものであります。この結果、予算の総額は3億3,822万円となります。

第53号議案は、令和3年度下水道事業特別会計補正予算であります。この補正予算は、総額404万9,000円の増額であります。これは、総務費404万9,000円を増額し、同額繰入金を増額して措置するものであります。この結果、予算の総額は17億6,030万円となります。

第54号議案は、令和3年度介護保険特別会計補正予算であります。この補正予算は、総額6,357万9,000円の増額であります。歳出の内容といたしましては、諸支出金6,288万9,000円などを増額するものであります。これに充てる財源として、繰越金6,291万5,000円などを増額して措置するものであります。この結果、予算の総額は32億7,923万円となります。

第55号議案は、令和3年度在宅介護サービス事業特別会計補正予算であります。この補正予算は、総額144万4,000円の増額であります。これは、訪問看護事業費144万4,000円を増額し、同額繰入金を増額して措置するものであります。この結果、予算の総額は2億3,430万1,000円となります。

第56号議案は、令和3年度水道事業会計補正予算であります。この補正予算は、収益的収支につきまして、支出で営業費用187万6,000円を減額するものであります。

第57号議案から第64号議案までは、令和2年度一般会計、各特別会計及び水道事業会計決算について認定をいただきたいというものであります。これにつきましては、監査委員の意見を付してありますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

第65号議案は、加茂市デマンド型乗合タクシーの運行に関する条例の制定についてであります。これは、令和3年10月25日から、市内全域及び五泉市の一部の区域でデマンド型乗合タクシー運行の実証実験を開始するため、条例を制定するものであります。

第66号議案は、加茂市、加茂市・田上町消防衛生保育組合公平委員会の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。これは、令和4年3月31日をもって加茂市、加茂市・田上町消防衛生保育組合公平委員会を廃止することに伴い、公平委員会に関する条例を整理するものであります。

第67号議案は、加茂市営市民バス条例の一部改正についてであります。これは、令和3年11月1日より運行路線を変更し実証実験を開始するため、条例の一部を改正するものであります。

第69号議案は、加茂市総合計画基本構想の策定についてであります。これは、加茂市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、加茂市総合計画基本構想を定めることについて、加茂市議会の議決に付すべき事件を定める条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

第70号議案は、加茂市、加茂市・田上町消防衛生保育組合公平委員会の共同設置の廃止についてであります。公平委員会に関する事務については、令和4年度より新潟県市町村総合事務組合に加入して共同処理により行うため、加茂市、加茂市・田上町消防衛生保育組合公平委員会の共同設置を廃止することについて協議したいので、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

第71号議案は、加茂市浄化センター建設工事委託に関する協定の締結についてであります。これは、加茂市浄化センター建設工事2億4,000万円の工事委託に関する協定を締結するものであります。

第72号議案は、道路法に基づく市道路線の認定についてであります。これは、民間宅造により築造された道路で、宅地分譲に伴い要望があったものであります。

以上、提案いたしました議案について、その概要を御説明申し上げます。何とぞよろしく御審議の上、全員の賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（滝沢茂秋君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案のうち、第57号議案から第64号議案までの令和2年度各会計決算の認定については、3つの決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。また、各決算審査特別委員会の所管及び定数は、お手元に配付の議案付託表及び委員名簿のとおりといたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 御異議なしと認めます。よって、お諮りのとおり決しました。

なお、各決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において委員名簿のとおり指名いたします。

次に、ただいまの8議案を除く各議案は、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしました。

11時40分まで休憩いたします。

午前11時16分 休憩

午前11時40分 開議

○議長（滝沢茂秋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、報告いたします。休憩中に各決算審査特別委員会が開催され、
決算審査第1特別委員長に浅野一明君 副委員長に森友和君
決算審査第2特別委員長に佐藤俊夫君 副委員長に大橋一久君
決算審査第3特別委員長に森山一理君 副委員長に橋本昌美君
がそれぞれ互選されました。

日程第8 請願第3号及び第4号

○議長（滝沢茂秋君） 次に、日程第8、請願第3号及び第4号を一括議題といたします。

今期定例会において受理した請願2件につきましては、会議規則第139条第1項の規定により、お手元に配付の請願文書表のとおり所管の常任委員会に付託いたしましたので、御報告いたします。

なお、この際請願文書表を局長に朗読いたさせます。

〔事務局長 請願文書表 朗読〕

○議長（滝沢茂秋君） 午後1時まで休憩いたします。

午前11時42分 休憩

午後1時00分 開議

○議長（滝沢茂秋君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程第9 一般質問

○議長（滝沢茂秋君） 次に、日程第9、一般質問を行います。

通告順により質問を許します。

質問の要旨を順次局長に朗読いたさせます。

〔事務局長 質問要旨 朗読〕

○議長（滝沢茂秋君） 3番、橋本昌美君。

〔3番 橋本昌美君 登壇〕

○3番（橋本昌美君） 皆さん、こんにちは。れいわの風、橋本でございます。今回1番ということで、いろいろ譲っていただいた方がいるようで、ありがとうございます。また、最近は、かも健康ポイント事業、日々走っております。河川敷を走るときに、ああ、距離が書いてあればなと思ったり、走っていたのですが、今日、朝の御挨拶でアヤマ園、きれいにしてくれると。また、書くのもきれいにしてくれると。ありがとうございます。日々、駅前のメリアで、かざすくんにして歩数を明日の希望にしております。ありがとうございます。また、この議会開催前にも各課のところにお邪魔しまして、いろいろ教えていただきました。どうもありがとうございました。

入っていきます。毎月、広報かもが配られます。表紙いっぱいの写真は、その時期の様子を知らせてくれます。4月は、小学校の入学式でしょうか、ちっちゃな子供が黄色い帽子にランドセル、周りには父兄たち。5月は、新型コロナワクチンの接種会場。6月は、冬鳥越スキーガーデンの日露の国旗を表した花時計。7月は、こどもアートスタジオで小学生が作った工作。8月は、市役所に設置された赤ちゃんの授乳やおむつ替えなどに利用されるベビールーム。9月は、間に合いました。美人の湯の外にある風鈴。毎月どの写真にしようか頭を悩ませているのではないのでしょうか。しかし、この表紙には写真以外でも楽しませてくれる小さなかわいいメッセージが表示されています。それは、広報かもの「茂」の文字の点が毎月イラストの絵になっているではありませんか。とても面白い。御存じの市民も当然いるでしょうし、今月の点は何のイラストかなと、広報を手にとって最初に確認する市民もいるのではないのでしょうか。ユキツバキ、洋梨、こいのぼりなど、まさに遊び心とでもいいでしょうか、市民の情報紙としての楽しさを

アップさせています。

では、質問1、この文字の点をイラストで表すアイデアはどなたが、またはどの課が発案したものでしょうか。ぜひ教えていただきたい。いい創意工夫に拍手を送りたいと思います。

そして、もう一つ、令和3年8月のイラストは何を表したものでしょうか。お願いします。

次の質問です。広報かもの4月号に令和3年度施政方針が12ページにわたって記載がありました。加茂市は、コロナ禍で行政健全化に取り組んでいます。令和3年度予算は、総合計画の策定を踏まえ、少子化対策、子育て支援を充実させ、コロナ禍を乗り越え、アフターコロナに向けてアクセルを踏み込むための予算構成と書きつづられています。その施政方針に市税の徴収体制が載っていました。「令和2年4月から新潟県地方税徴収機構に参加し、県と県内市町村と共同で税の滞納整理を行い、その成果は着実に上がっています。令和3年度も引き続き、この機構での案件処理を通じて滞納処分を的確に実施し、滞納税額の縮減に努めます」と記載がありました。私は、議員になって初年度の議会、令和元年9月と12月に加茂市の収納未済について一般質問をしました。その12月の一般質問の中で新潟県地方税徴収機構に参加することの経緯などを説明いただき、市税の滞納額の圧縮と加茂市の徴税吏員の徴収技術の向上を図っていきたくてと答弁されていました。それから約2年弱が経過し、新潟県地方税徴収機構に参加したことの成果である徴収技術を向上させ滞納額の縮減に努める姿勢を市民にお知らせし、収納率の向上をより一層願ひ、質問します。

質問2、その令和2年4月からの新潟県地方税徴収機構での滞納整理の状況をお伺いします。具体的にどういった方法でどれほどの成果が上がったのでしょうか。新潟県地方税徴収機構で扱う事案を選定し、引き継いで滞納整理に当たると伺いましたが、収入に至った人員、滞納税額はどれほどだったのでしょうか。処理人員、処理滞納税額を把握するため、事案の当初の令和2年4月と適宜の区切りのいいところで人員、滞納税額をお聞かせください。

それと、滞納整理の状況、市役所を出て滞納者の自宅や取引先等への臨戸日数などをお聞かせください。それら以外でも、税務課でそれらの滞納整理の成果等が分かるものがあればお願いします。

また、事案に対して、当初の方針、滞納整理における滞納者との納税折衝及び滞納処分、その次への方針など手順があるかと思いますが、方向性の指示及び決済は新潟県地方税徴収機構がするのでしょうか。お聞かせください。

質問3、国民健康保険税の滞納について、令和元年9月の一般質問の答弁の中で「現年課税分、滞納繰越分ともに県下で最下位という状況です。特に滞納繰越分の収納が進まないことが大きな要因になっている」と、また令和元年12月の一般質問では「国民健康保険税については、徴収機構の活用に加えて、国民健康保険法第9条第10項に基づく短期証や同条第6項に基づく資格証も必要があれば発行していきたいと考えています」と答弁されていました。これらについてはいかがですか。状況をお聞かせください。

質問4、令和3年5月に加茂市は差押え物件の公売を実施しました。この公売とは、新潟県地方税徴収機構に参加による事案でしょうか。せつかくの滞納処分の成果です。滞納抑止の効果もあると思います。事案の状況をお聞かせできる範囲でお聞かせください。

質問5、現在加茂市は、税務課で収納を担当しているのは市税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料ですが、介護・看護支援センターのサービス収入、こども未来課の保育料等、建設課の住宅使用料等、上下水道課の水道料金及び下水道使用料等、以上は税務課以外の各課が担当しています。こ

これらの滞納者及び滞納状況などの各課間の情報交換についてお聞かせください。

不納欠損について質問します。私は、市議会6月定例会の総務文教常任委員会で、令和2年度の不納欠損の額が大きいことについて質問をしました。そのとき、税務課長は「不納欠損は、令和2年度において大分滞納処分を進めたが、道半ば。まだある」と答えられました。遑って、令和元年度の不納欠損についても大きかったことを以前質問した記憶があります。その際も処理未済について決裁したものである旨の回答であったと記憶しています。

各年度の不納欠損を比較してみると、まず市税、平成29年度592万1,433円、平成30年度447万447円、前年比75.5%、令和元年度5,927万9,967円、前年比1,326.04%、令和2年度8,792万632円、前年比148.31%、前々年比1,966.71%。次に、国民健康保険税、平成29年度662万989円、平成30年度455万5,800円、前年比68.81%、令和元年度4,650万9,120円、前年比1,020.88%、令和2年度7,791万7,720円、前年比167.53%、前々年比1,710.30%。

以上2つを例えとして挙げました。

市税は、加茂市が市政を行っていく上での大切な自前の一般財源であります。それを放棄する処理、不納欠損の処理については、市民の理解があつてのことと思ひ、質問します。

では、質問6、令和元年と令和2年度の市税及び国民健康保険税の不納欠損の件数、人員及び実人員をお聞かせください。あと、税務課での滞納者全ての件数、人員もお願いします。

質問7、不納欠損の処理未済。令和元年度の不納欠損を質問したときは、処理未済を処理したため、令和2年度の不納欠損を質問した今回は、その不納欠損するべきものがまだあるとの回答でした。ということは、まだ不納欠損するべき事案、処理未済があるという認識であります。

さて、まだあるという不納欠損の処理未済はどれほどあるのでしょうか。お聞かせください。また、それについての方針もお願いします。

質問8、令和元年と令和2年度の市税及び国民健康保険税等の不納欠損の適用条文をお聞かせください。

以上、壇上での質問を終わります。再質問は発言席にて行います。ありがとうございました。

〔3番 橋本昌美君 発言席に着く〕

〔市長 藤田明美君 登壇〕

○市長（藤田明美君） 橋本議員の御質問にお答えします。

初めに、質問1の広報についてです。私が市長に就任してから広報のデザインを変えました。その中で、表紙については、必ず市民の皆様の目に触れる大事なものであることから、時期に合った話題のものを掲載するよう心がけています。

橋本議員御質問の標題「加茂」の「茂」の点は、総務課の広報広聴係の発案により、同じく時期に合ったもので、心を和ませていただければと毎月変えており、令和2年8月のイラストは花火で表示しました。参考に、令和3年8月はアサガオです。今後も工夫しながら、見やすく分かりやすい広報の発行に努めたいと思います。

次に、質問2の新潟県地方税徴収機構に参加しての効果についてです。まず、令和2年5月に一般会計の市税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の滞納者95人、滞納金額は本税で約2億

9,500万円を新潟県地方税徴収機構へ引き継ぎました。以下、「市税」と言う場合、一般会計の市税を指します。

その後、滞納者の家族の滞納を対象に加えて引継ぎ額が増えたり、滞納処分過程で納税義務の消滅が確認されたりして増減があり、引継ぎ滞納事案は、令和3年3月31日時点で、滞納者152人、本税額2億1,899万円となりました。

一方、令和2年度における収納実績は、納付人数124人、収納額では、本税、督促手数料及び延滞金を合わせて1億3,836万円でした。その内訳は、滞納者自身が支払う任意納付額が1億3,397万円、差押えによる換価取立て額が439万円となります。また、収納額の内訳は、本税9,829万円、うち任意納付額9,438万円、換価取立て額391万円、督促手数料及び延滞金4,007万円、うち任意納付額3,959万円、換価取立て額48万円となっています。納付人数124人のうち、完納は92人で、残りの32人は一部納付でした。

臨戸日数等の滞納整理状況については、令和2年度の徴収機構における臨戸の実施日数は1日でした。滞納整理は三条地域振興局における納税相談から始まりますが、この納税相談を日数で78日、回数で170回実施しました。

納税相談では、相談者の個々の事情を伺った上で、租税の賦課徴収は法律によらなければならないという租税法主義に基づき、納期限を過ぎた税金は直ちに一括で納めなければならないこと、こちらが差押えを行わないためには地方税法に規定された猶予制度の適用しかないこと等の説明をしています。徴収機構における収納額は任意納付によるものがその大半となっていることから、納税相談を通じて納税について御理解をいただいたことの効果は大きかったのではないかと思います。納税相談以外にも、搜索や差押えのための金融機関への臨場を随時行いました。

滞納整理における方向性等は、案件によって事情が異なるため、徴収機構の県職員と加茂市職員で相談して決定します。決裁は全て加茂市で行っています。

令和2年度は、徴収機構への参加1年目でしたが、滞納繰越分の収納率からその効果が見てとれると思います。例えば個人市民税の滞納繰越分の収納率は、令和元年度が10.71%だったのに対し、令和2年度は25.76%、固定資産税、都市計画税で令和元年度が8.35%だったのに対し、令和2年度は19.78%と上がっています。また、令和2年度個人市民税滞納繰越分の収納額1,958万円のうち徴収機構の収納額は、65.5%に当たる1,283万円、令和2年度固定資産税、都市計画税滞納繰越分の収納額4,730万円のうち徴収機構の収納額は、67.0%に当たる3,171万円でした。

次に、質問3の国民健康保険税についてです。国民健康保険税の収納率について、現年課税分は、令和元年度が93.75%に対し、令和2年度が96.44%、滞納繰越分は、令和元年度が5.96%に対し、令和2年度が25.97%と上昇しました。県内での収納率の順位は、令和元年度現年課税分が30市町村中29位だったのに対し、令和2年度は22位、滞納繰越分は、令和元年度が29位だったのに対し、令和2年度は17位となりました。令和2年度の国民健康保険税滞納繰越分の収納額7,064万円のうち、徴収機構の収納額は5,218万円となっており、滞納繰越分全体の73.9%を占めています。この滞納繰越分の収納率の上昇も徴収機構によるところが大きいと思います。

また、令和2年8月から短期被保険者証の発行の取組を開始しました。短期被保険者証は、高額滞納者を対象に、予告をした後に発行することとしており、短期被保険者証が発行されたにもかかわらず、特別

な事情なく滞納を続けている人には被保険者資格証明書が発行されることとなります。令和2年度中、短期被保険者証が発行された滞納者は23人でした。その23人中、国民健康保険税を完納した人は4人で、4人全てが徴収機構の引継ぎ分でした。また、短期被保険者証の対象となる予告の時点で完納した人は1人で、徴収機構引継ぎの滞納者ではありませんでした。なお、被保険者資格証明書はまだ発行しておりません。

次に、質問4の公売についてです。令和3年4月24日に加茂文化会館小ホールにおいて動産公売会を行いました。公売物件の一部は徴収機構の引継ぎ案件のものでした。この公売会は、加茂市8名、三条地域振興局県税部2名、燕市2名、三条市1名、新潟県総務管理部税務課1名の職員で設営、運営を行いました。これは、徴収機構に参加したからこそ実現できた公売会だと思います。公売会では、差押えをした動産24組を公売にかけ、11組が落札されました。落札代金は、全部で11万4,644円でした。

次に、質問5の各課間の情報交換についてです。各部署における滞納者情報については、守秘義務の観点から共有はしていませんが、個々の事例で必要に応じて対応しています。

次に、滞納額の不納欠損についてです。初めに、質問6の不納欠損及び滞納者全ての件数等についてですが、令和元年度市税の不納欠損は3,210件、延べ人員398人、実人員323人で、国民健康保険税の不納欠損は3,204件、延べ人員、実人員ともに155人でした。市税と国民健康保険税合わせた実人員は381人でした。令和2年度市税の不納欠損は3,691件、延べ人員467人、実人員375人で、国民健康保険税の不納欠損は3,699件、延べ人員、実人員ともに198人でした。市税と国民健康保険税合わせた実人員は452人でした。市税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の滞納は、令和2年度末で2万331件、実人員1,136人でした。

次に、質問7の不納欠損の処理についてです。不納欠損については、滞納処分を進める中で処理されるものと考えております。滞納処分は逐次行っているところであり、不納欠損となるべきものは今後も出てくるとは思いますが、どれくらいになるかというのは滞納処分を進めてみないと分かりません。

次に、質問8の不納欠損の適用条文については次のとおりです。なお、該当件数のあった条文のみお答えします。市税、令和元年度、地方税法第15条の7第4項（執行停止後3年経過）210件、地方税法第18条第1項（消滅時効）3,000件、令和2年度、地方税法第15条の7第4項（執行停止後3年経過）14件、地方税法第18条第1項（消滅時効）3,677件。国民健康保険税、令和元年度、地方税法第15条の7第4項（執行停止後3年経過）345件、地方税法第18条第1項（消滅時効）2,859件、令和2年度、地方税法第18条第1項（消滅時効）3,699件。後期高齢者医療保険料、令和元年度、高齢者の医療の確保に関する法律第160条第1項（消滅時効）85件、令和2年度、高齢者の医療の確保に関する法律第160条第1項（消滅時効）317件。介護保険料、令和元年度、介護保険法第200条第1項（消滅時効）911件、令和2年度、介護保険法第200条第1項（消滅時効）1,586件。下水道受益者負担金、令和元年度、都市計画法第75条第7項（消滅時効）37件、令和2年度、都市計画法第75条第7項（消滅時効）4件。下水道使用料、令和元年度、地方自治法第236条第1項（消滅時効）183件、令和2年度、地方自治法第236条第1項（消滅時効）142件。水道料金、令和元年度、地方自治法施行令第171条の7（免除）222件、令和2年度、地方自治法施行令第171条の7（免除）17件となります。

最後に、橋本議員の今回の一般質問のように市の取組を市民に伝える役割を果たす質問は、市としても

大変ありがたく、やりがいを感じます。ありがとうございます。今後も一般質問に取り上げていただけるような真摯な取組に努めてまいります。

答弁は以上です。

○3番（橋本昌美君） 答弁ありがとうございます。よし、再質問しようと思ったら、最後に何かちょっとお褒めの言葉があって、勢いをそがれたような感じなのですが。

まず、順番にいきます。最初に、広報かもの、こちらなのですが、私も最初は実は一、二か月は分からなかったのですが、あるときに、あれっ、何かちょっと色が違うなと思って気づいて、ああ、なるほどなど。それ以来、一番最初に見るのはそこばかりです。やっぱり総務課のセクションの方が作ってくれたということなのですが、隠れた、そうお金がかからないので楽しみをするというのは、これとてもいいことだと思うのです。アイデア1つで皆さんが笑顔になるというのは、すごくリーズナブルというか、いいことだと思います。それはやはり職員たちもやりがいとか、皆さんのためにということで一生懸命考えると、いいことなのじゃないかと思います。私も税務署のときに上司が「笑顔で、笑顔で」と言うのです。そうすると、職員はみんな笑顔じゃなくなっていくのです。笑顔でいると言って笑顔になるぐらいだったら本当に安いものはないですね。それはちょっと余談になりますけれども、今後もよろしく願っています。ちなみに、先ほど8月ののもアサガオとっていただきましたけれども、9月号、これ市長は何だと思えますか。

○市長（藤田明美君） 満月です。

○3番（橋本昌美君） ありがとうございます。多分最後に決裁しているから、分かるかなと思ったのですが、やはりお分かりになったようで。実は私分からなかったのです。満月もうちょっと黄色いほうがいいかななんて思ったのですが、いろいろそういうのも市民に問題を投げかけるじゃないのですが、これ何かなというの、いいのだと思います。ありがとうございます。

では、次の、ちょっとにっこり、ほんわかするのから、またちょっと、徴収機構のことについて質問していきたいと思います。令和2年の4月からということで、ちょうどコロナ禍の体制がある中での仕事だったと思うので、大変だったのじゃないかなと私は思っていました。私も質問したときに、頑張ってくださいねと言いつつも、臨場とか、やはり仕事をするときにいろんな弊害があるのじゃないかなと思っておりました。しかし、今読んでいただいたように、成果としては数字としてしっかり出ておると。大変素晴らしい数字なのだと思います。

そこで、私も徴収機構についてはいろいろ調べてみたのですが、やはり一番滞納している方にとってインパクトあったというのは、滞納処分を加茂市の税務課で行うのではなくて引継ぎするよと。ちょっと怖いような、ある種に、そういうふうなことも思うと思うのです。これはなぜかという、税務署のほうも事案によって、おおむね金額によってなのですが、国税局に引き継ぐという制度がございます。やはりそうしますと、税務署のものが今まで来ていたけれども、今度国税局から人が来るのだと。そうするとやはり態度というか、変わるのです。やはり行く人が替わるといのは、納税者にとってもちょっと精神的にプレッシャーがかかるという事例が数字として現れています。いかんせん、ずっとやっているとだんだん慣れてきてしまうというの若干あるようでございますが、やはり最初が肝心だと私は思っています。こういうふうな引継ぎ予告書というのを出して、その後、事案が進まない場合は引受け通知書というのを出しておると。やはりここで文面を読みますと、「滞納している市税等につきましては、これまで再三に

わたり納税をお願いしてきましたが、いまだに解消されておらず、看過できない状態となっておりますので、下記納期限までに完納されない場合は徴収機構へ滞納案件として引き継ぎ、滞納処分を行うこととなりますので、あらかじめ通知します」。看過することできない状況、見逃すこと、見過ごすことはできないと。やはりほとんどの方は、大変でも期限を守って納めてくれている。そういう方がいるわけですから、いろいろ皆さん事情がおりであろうとも、もし払えないのであればやはり、期限が決まっているもの、それは事前にこれこれこうなのと言ってくるのが普通なのじゃないかなと私は実は思っています。滞納者に寄り添うように事情を聞く、それはもちろんそうです。でも、それに納税者があぐらをかいてはいけないと思いますので、それをだからといって強く取り立ててはいけないとは思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そこで質問なのです。再度の質問なのですが、引継ぎ予告書を出したりして電話がかかってくると思うのです。そして、電話番号自体は市役所の電話番号なのですが、そういったときに加茂市の職員が出るわけなのですが、徴収機構というところで区別みたいなのはされるのでしょうか。お願ひします。

○**税務課長（目黒博之君）** 徴収機構との区別ということですが、ちょっと区別が、御質問の意味がいま一つ分からないわけですが、電話がかかってくるので、どういう対応するかということでお話いたしますと、予告通知書に書いてあるとおりに、その一定の期日までに完納しない限り、必ず徴収機構への引継ぎになりますと、そういうお話をいたします。これについては一切譲らず、事情をいろいろ話されても、あるいは部分的に納められるようなことがあっても、完納されない限り必ず引継ぎになります、こういうふうなお話をするわけでありまひす。

○**3番（橋本昌美君）** ありがとうございます。そうすると、やり取りをして、最初は予告書が行くわけですから、まず引継ぎになりますよと。そして、引受けになって引受け書が行くわけですが、やっぱり毅然とした態度で臨まれるのは当然だと思ひます。やはり今後においては、引受けになった事案について、進度ある調査ということで、差押えを前提とした調査が行われるということはもう本人たちには伝えるわけでしょうか。もう伝えてある事案があるかと思ひますが、いかがでしょうか、状況は。

○**税務課長（目黒博之君）** 引継ぎになってからのことではございませぬ。そのとおりです。まず、引継ぎになりますと、引受け通知書にもまずそのように財産差押え等の滞納処分を行うことになるというふうに書いてありまして、その引受け通知書で納税相談も呼びかけているわけではす。一方において納税相談を呼びかけているわけでありまして、その納税相談においでになったときに、今後滞納が解消されなければ行われまひすということを前提にその後のお話を進めていくというふうになっておひます。

○**3番（橋本昌美君）** ありがとうございます。私も税務署で徴収をやっていたときがあります。そうすると、転勤をして、その現場へ行って改めてまたお邪魔したり、納税者と納税折衝することがございませぬ。そのときに、私が一番困るとは言えませぬけど、言われて困るのは、前はこうだったじゃないかということと言われるとなかなか、御説明は一応しませぬけども、その人その人によって捉え方がみんな違ひまひすから、あるのですが、今回の場合は、今回というか、徴収機構に引き継ぐ、または以前とは違ひのだからということで、市民、納税者と、滞納者と折衝する場合、それについての説明についてはいかがでしょうか。以前は来なかつたじゃないかというようなことを言われるのじゃないかと思ひます。それについてはいかがでしょうか。

○**税務課長（目黒博之君）** おっしゃるとおりで、そのように、人それぞれですけれども、そのように言わ

れた方もいらっしゃいます。これについては確かに、今まではこうだったというところを引き合いに出されて交渉的なお話をされましても、これは制度なので、今までこうだからといって今後もそのとおりにいくというわけにはいかないというお話を何回もさせていただくということになります。

○3番(橋本昌美君) ありがとうございます。かく言う私も、そういう事案に当たったときに、思い出しますに、そのときは毎月取りに来てくれって約束をしているという、御高齢の女性の方だった事例があります。でも、最初、仕方ないですから行きました、5時以降に。夜。そして、そのときは5,000円だったです。でも、最初は、はい、分かりました、またじゃ来月ねと。3回目ぐらいかな、そろっと自分で納めてくれないかなと。ほとんどの人がみんな自分で払ってくるのだよ。俺がこうやって来ると、おまさんだけのために俺来るわけよ、時間外にと。あまりそれを先に言うと駄目ですけども、やはり今までそうしていたわけだから、急に法律がこうなっている、こういう制度だとやると、やはり納まるものも納まらなくなってしまうので、やっぱり仕方がない部分があるのじゃないかなと私も思います。そういうところの難しさというのは、今答弁されている中でもオブラートに包まれているのじゃないかなと私は思います。そういう御苦勞があれば、そういう気持ちを中に押し込めながらも次の事案に当たっていけるのじゃないかと私は思っています。そういう大きな心でこれからもよろしくお願ひしたいと思ひます。

引き続きまして行きますと、国民健康保険税の事案なのですが、国税にはこういった資格証が云々というのはございませんので、これ新しい地方公共団体の制度だと思うのですが、やはり我々もいわゆる保険証、それを持っているのだけでも、滞納した方についてはペナルティーみたいなことなのだと思っただけで質問したわけですが、私あまりいないのかなと思っただけですが、23人という数字が出てきております。そして、短期被保険者証と資格証明書と、個々に深掘りしていくと時間がございませんのであれですが、この23人なり、もう一つは1人完納したわけなので、保険者証のほうはまだ若干おるようでございますが、今後もその方針というか、流れとして、この数字というのは減っていけるものなんでしょうか。いかがでしょうか。

○税務課長(目黒博之君) 短期被保険者証の令和2年度中の発行が23人だったと。この23人が今後減るかどうかということでもありますけども、これは正直言って分からないところです。被保険者は相当、何千件もあるうちの23ですから、大分少ないと思います。今回発行した23人のうち、完納が出て、この分のうちから減るものはあるでしょうけども、また残念ながら新たに短期被保険者証の対象になる方も出てくる可能性はありますから、したがって減るかどうかということ、分からないということになると思ひます。

○3番(橋本昌美君) では、市長に今の関連で質問いたします。

今のなかなか難しいということですが、やはり納付のほうに導いていかなきゃならないと。そういったときに、首長としてどういった指示をお出しになるのでしょうか。

○市長(藤田明美君) 指示を職員に対してということですか。(3番橋本昌美君「そうですね」と呼ぶ) まず、短期被保険者証について、あと資格証のほうについては、これほかの税金と一緒に、これまでには出さない方針だったところを方針を変えたわけですが、そういったところでは、まず方針を変えるというところを職員に伝えて、実際そうやって職員が動いているところではあります。さらに、完納した人が4人と1人いるということで、そこでもまず効果があったというふうに思っていますし、さらにその状態になったと、要は短期被保険者証が発行されても完納されない人もいらっしゃるわけですが、その中でさらにどう

するかというところは、本当にその方その方の状況をよく見ていかないと難しいのだろうなというのは感じていて、一概に全てこのやり方だというのはできないのかもしれないなというのは実感しています。その中でも現場の職員はよく対応してくれているのかなというふうに私自身は実感しています。すみません、ちょっとあまり完全な答えになっていないのですが、要は実際難しいということです。

○3番（橋本昌美君） 方針をお願いしますといっても、10人いれば10人みんな違うと思います。面接をしてじっくりお伺いする、そこで税務署からだけの指示ではなく、納税者、市民と一緒に考えて方向性を考えていくというのが一番大事なのだと思います。難しい対応だと思います。よろしく願いいたします。

それで、公売の問題です。質問、5月に公売が実施されたと。差押えした件数もかなりの件数でございます。市民においても、おお、なるほどと思ったところだと思います。薄々皆さん感じているのだとは思いますが、その5月にしたときは24組を公売にかけた。それで11組が落札された。お伺いしたところによると、もっともっと多く差押えの件数があったようでございます。今後の方針としては再公売というような方向でございましょうか。

○税務課長（目黒博之君） 相当、差押えした物件、品物の数でいえばあるわけですが、大分まだ残っております。これについては今後、まだ具体的には検討中なのですが、公売にかけていく予定であります。その手法については、今じっくり考えているところです。

○3番（橋本昌美君） 私も、税務署のときというのは、そういう事案はあります。差押えしたのがみんな売ればいいですが、売れないものもあるわけです。再評価をして、一般的な話でいえば、土地とかであればだんだん下がっていくというのが現実にあるわけです。競売なんかの場合は、その保管しているのが、今市役所の保管ということで、一般的に倉庫を借りなきゃ駄目になっちゃうとその費用が入ってくるので、もしそれがなければじっくり構えられるのかなと思うのですが、うまくいって多く売れば、それは納税者のためにもなるわけですし、市民のためにもなる。よろしく願いいたしたいと思えます。

それで、質問5の各部署における滞納情報についての意見交換というか、情報の交換、これについては守秘義務の観点から共有はしていませんと。だけでも、個々の事例で必要に応じて対応していますとあるのですが、この必要に応じてというのはどういうことでしょうか。

○税務課長（目黒博之君） 守秘義務の観点から共有はしていませんというところからですが、お互い税金を取り扱っていたり、使用料を取り扱っていたり、それぞれの立場における守秘義務がありますので、お互いの持っている情報についてのフリーアクセスはないということです。必要に応じてということですが、それぞれの滞納整理、具体的に案件における滞納整理、滞納処分に当たるときに、必要に応じてになってしまいましたけども、その情報を提供したり、提供してもらったりということはあるということでございます。

○3番（橋本昌美君） ちょっと事案のこととして表現するのはなかなか難しいのだというのは感じるわけですが、守秘義務というところなのですが、これは外に対して守秘義務はあるけども、市役所内においては発生しないのじゃないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○税務課長（目黒博之君） そういうわけではありませんが、それぞれの担当者、業務の限りにおいては、同じ業務を行う者同士はよろしいのですが、違う業務を行っている者の間では守秘義務が生じている

ということでもあります。

○3番(橋本昌美君) 今の守秘義務の点につきましては、なかなか意見があるところだと思います。それこそ税務署なんかは税を署内で一体でやっていますから、そういうところが垣根は低いのだろうという気はしますけど、ともしますと、個々の事例に応じてとあるわけです。もしかしたら全庁一体で滞納整理に電話催告をするとか、そういった号令があるかもしれないと。あれですけど、税務署ではみんなが電話催告するときがあるのです。特に量的に発生するというのは、確定申告が3月15日に通常であれば終わりますよね。そうすると、3月15日が期限。そして、延納といって半分以上納めた人は期限が5月末まで延びると。それでも納めていない人が期限の後だから多くいるわけです。そうすると、全署員に1人10件ぐらい配って、電話しろとするのです。すると、みんなが電話すると。払ってください。そんな事例もあります。そういったところで市役所のみんなが電話しろということじゃないのですけども、ある程度そういう知識を持った人が、例えば税務課、上下水道課の収納の方、そういった方が協力し合っかけてるなんていうのも1つの案じゃないかなとは私は思いますけども、それは採用されるかどうかは、またよりよい議論が必要だと思います。今までやっていないわけですから。これは終わります。ありがとうございます。

不納欠損、これ最初に、時間があれなので、この不納欠損の処理未済はどれくらいありますかという質問なのですが、不納欠損については滞納処分を進める中で処理されるものと考えておりますと、こうあるのですが、例えば5年経過の消滅とかの場合だと、機械的にというわけじゃないですが、事案として把握されるのじゃないかと思うのですが、そういったものは把握しているということでしょうか。

○税務課長(目黒博之君) 単純に納期限が過ぎてから5年とかといったものは、機械的に把握はできません。しかし、それぞれの1件1件における時効判断というのはそれだけではありませんので、一概には把握できないということです。おっしゃるように、単純な納期限からの5年、これは分かります。

○3番(橋本昌美君) 私もこういった仕事には携わったわけなので、実際、この実人員の件数を見ても、1人当たりでやる件数というのは、ちょっと失礼ですが、少ないので、これ把握できるのじゃないかなと私は思うのです。税務署であれば、納期限から5年以降、過ぎていた分についてはソートして出力できますし、その出力というのは、名簿は出てくるわけです。それを一つ一つ潰せばいいだけなので、全部が全部上がってくるわけじゃないので、それを一つ一つ潰せば漏れというのはないかと思うのですが、いかがでしょうか。そういうソート機能があるのだと思うのですが、いかがでしょう。

○税務課長(目黒博之君) パソコン的なソート機能というのは、パソコンにかければできるわけですが、納税義務の消滅の判断というのはそれだけではないということです。件数も大したことはないとおっしゃったような気がするのですが、そうではないというふうに思っております。

○議長(滝沢茂秋君) 残り3分です。

○3番(橋本昌美君) その話は一旦終結しまして、また総務文教もありますので、今後ともひとつよろしくお願ひしたいと思います。

ここまでで、市長、最後に何か発言とかございますでしょうか。

○市長(藤田明美君) 今回の質問のまず最初の広報については、本当に「加茂」の「茂」の点は総務課の広報担当の若手の職員の案で、こういった質問があつて非常に喜んでるというふうにも思います。

ということと、あと税関係、全般についてなのですけれども、これまでと大きく方針が変わったので、

市民の方というか、滞納していた方にとっては非常に負担が大きいというか、これまでとやっぱり違うじゃないかというのは思われると思います。払っていなかったのが悪いという言葉も聞くことはあるのですが、内心、それにしてもやっぱり納得いかないという方も多いのではないかなというふうにも思いますし、もっと早くに聞かせてもらえればここまで負担が大きくなって済んだというやっぱり事例もあると思っていて、やはり法律で決まった適切な処理をしていくのが本当は滞納者にとって一番いいことなのではないかなというふうに思います。当然一人一人事情が違うこともありますので、そこはしっかり市としても寄り添う姿勢は必要ですが、一方で、橋本議員おっしゃられたように本当にほとんどの方が真面目に納税されている方です。やっぱりその人たちのことを考えると、しっかり滞納処分というのは進めていく必要があるかなというふうに思います。

○3番（橋本昌美君） ありがとうございます。この件につきましては、市民もそういうふう本当に思っている人がいます。楽しいと。楽しいだけじゃまた大変なわけで、こういった税のことにつきましても、納税の義務というのはあるわけでございます。そういうのをしっかり市民の方にも分かっていただいて、その繰越分というのにも後ろに引かない毅然とした態度で臨んでいくしかないのだと思います。また、法律だからと言っても仕方ありませんし、またその体系が元に戻らないようにしていきたいのを望みまして、今日の一般質問については終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（滝沢茂秋君） これにて橋本昌美君の一般質問は終了いたしました。

午後2時20分まで休憩といたします。

午後2時01分 休憩

午後2時20分 開議

○議長（滝沢茂秋君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

一般質問、次。

〔事務局長 質問要旨 朗読〕

○議長（滝沢茂秋君） 2番、大橋一久君。

〔2番 大橋一久君 登壇〕

○2番（大橋一久君） 皆さん、こんにちは。2番、れいわの風、大橋一久です。加茂市議会9月定例会に当たり、一般質問を行わせていただきます。稲刈りもあと2日残っております。今年も道具が見当たらなかつたり、コンバインをぬがったり、ハブニング満載で稲刈りを行っております。

まず、人口減少対策、定住移住促進のさらなる取組についてであります。2045年、加茂市の人口は1万5,703人に、15歳から39歳人口は2,442人に減少、65歳以上は7,412人に、高齢化率は47.2%になるとの推計がなされています。これは、新型コロナ流行以前の推計なので、婚姻数、妊娠数の減少幅が進んだ現在の数値を加味すると、さらに人口減少が進んだ数値が出てくるものと思われるので、この未来予想図に対し、このまま受け入れなければならないのでしょうか。このような未来を望むのでしょうか。

人口対策に取り組まなければなりません。6月定例会、その前と、未婚化対策を提案してきました。婚姻を促進し、未婚化率が下がれば人口も増加に向かうと考えています。私も縁結び活動に取り組みたいと思います。行政でも婚姻促進に取り組んでいただきたいと思います。

今回は、移住定住の促進について考えます。加茂市において、加茂市移住促進住宅取得補助金制度があります。よいことと思いますが、他自治体も同様、またそれ以上の額の制度があり、補助金競争では劣ってしまいます。移住を考える際、補助金、支援金の額を検討するのは、移住を決定する際の最終面なのではないでしょうか。その前に、そのまちはどのようなまちなのだろうか、子育て環境はどうだろうか、地元は受け入れてくれるだろうか、そのようなことを考えるのではないのでしょうか。

まずは、加茂市を知ってもらう。ホームページはどうでしょうか。加茂市も今年度よりホームページをリニューアルし、見やすくなりましたが、情報を発信するとの視点では他自治体より劣っているように思います。他自治体や県外に住んでいる方は、まずホームページで、そのまちはどういうところか、移住定住の取組はどうかなど、ホームページで検索するのではないのでしょうか。

他自治体は、トップ画面に移住定住のバナーを貼り付けています。新潟市、「Uターン、Iターン、Jターン？新潟暮らしは、HAPPYターン。」、三条市は「三条で暮らす。新潟県三条市移住定住サイト」、十日町市は「移住・定住サイト I'm home! Tokamachi」、上越市は「住もっさ 上越 あなたのU・Iターンをしっかりサポート」とバナー、リンクがされています。ページを開くと、まずそのまちはどんなところだろうと、まちな情報発信があり、移住者の声、実際にそのまちへ移住された方の声が掲載されており、移住した際のイメージが湧くようになっております。あとは、暮らしの情報、子育て、仕事など実際の暮らしの情報となっており、移住定住の支援策のアピールはその後です。

加茂市のホームページはどうか。スクロールして画面の下まで行ってみましたが、移住の文字はなく、「引越し」をクリックすると「移住」と、写真等もなく文字のみでありました。「移住」をクリックするとイベント情報とあり、「7月3日にいがたU・Iターンフェア2021にオンライン出展します」とあり、クリックすると新潟県のホームページへ飛びましたが、「お探しのページを見つけることができませんでした」の文字が目に入ってきました。8月24日午前10時8分の私の体験談であります。加茂市、新潟県の支援制度があり、ほか若宮・後須田住宅団地分譲中とあります。まずは、支援制度よりも加茂市を知ってもらう、住んでみたいと思ってもらうことが大切なのではないのでしょうか。情報発信の強化が必要と思います。

7月21日の私立保育園連盟と社会厚生常任委員協議会との懇談会では、園長先生より、加茂市ではゼロ、1歳児の受入に積極的に取り組んでいる。行政も柔軟な対応をしている。他自治体よりもよい取組をしているとおっしゃっておられました。また、加茂市に移ってこられ、子育てに取り組んでいる方にお聞きしましても、子育て環境に困っていることはないとおっしゃっておられました。高齢者福祉に手厚く、子育て環境が遅れているとのイメージが強い加茂市ですが、このような子育てにも積極的に取り組んでいると発信をしていかななくてはならないのではないのでしょうか。

他自治体では、移住定住ガイドブック等を作成、ホームページからもダウンロードできるようになっています。加茂市も必要ではないのでしょうか。

次に、加茂市に興味を持っていただいたら、今度は、住めるだろうか、地域コミュニティーが受け入れてくれるだろうかとの心配になるのではないのでしょうか。地域も受け入れる姿勢でいるとのアピールが必要と思います。地方は閉鎖的ではないかとのイメージがあると思います。最近はそのようなことはなく、私も地元からも誰かどどん連れてきてほしいとのことを言われております。

地区において受入れ協議会のような形はできないのでしょうか。加茂全域ではなく、例えば七谷地

区、下条地区、須田地区、加茂新田地区等において、移住促進モデル地区として、区長会、PTA、保護者会、育成会、消防団など、年長者から若い世代を含んだ協議会を発足し、行政と組んだ、地区においても年配から若い世代まで移ってくることを待っている、地域も受け入れる姿勢とのことをアピールするとよいのではないのでしょうか。

地域のお祭りに参加する、田植え体験、花粉づけ体験など、実際に地域との関わりを持つ機会が必要と考えます。移住を決断する、都会から移ってくる、人生の大きな決断です。1回だけの体験でなく、何回も通う。1年、2年の体験参加を通じて地域と関わり、地域のよさを知ってもらう。移ってきたいと思うようになるのではないのでしょうか。

また、移住体験住宅など用意できないのでしょうか。週末や1週間など、試しに住んでみて、実際に加茂市を体験してもらう。加茂市の施設で遊ぶ、飲食店でおいしいものを食べてもらう、スーパーで買物をしてもらうなど、生活して加茂市を感じてもらえれば実際に移り住んだ際のイメージができるのではないのでしょうか。空き家を何軒か整備し、用意できないのでしょうか。

また、移住された方にお聞きしたところ、都会の方は、情報収集した後、問合せは行政のきちんとした窓口にお問い合わせるとのことをお教えいただきました。移住促進を掲げた窓口が必要ではないのでしょうか。移住支援員や移住コンシェルジュを配置している自治体も多くあります。コンシェルジュといえば、以前御提案した婚姻促進の縁結びコンシェルジュも忘れないでいただきたいと思います。

人口減少を補うくらいの移住者を呼ぶとなると現実的ではないですし、移住に取り組んでいる地域も人口減少が進んでいますが、都会から加茂市に来てくれた、加茂を選んでくれたと聞くとうれしくなり、市民の皆様にも、加茂はよいところなのだとか加茂を誇らしく思い、もっと加茂市のよいところを発信しようなど、よい効果が生まれるのではないのでしょうか。移住定住促進について当局の見解をお尋ねいたします。

次に、企業誘致推進地域策定についてであります。6月定例会において、企業誘致のため市所有建物、土地の無償貸出しについて提案いたしました。公平性の観点等により難しい、進出を希望する企業の御要望に応じて柔軟に対応するとの御答弁でした。その後、私は市民の方との会話で「無償の貸出しが加茂市に企業誘致できる一番の方法だ」と調子に乗って話していたところ、もっと大きな企業を呼んでなくては駄目だとのことを提言されました。市の発展のため、若者の流出防止、人口減少対策のためにも企業誘致は必須の課題であります。

他自治体では、工業団地の売り込み、何区画、価格はと、分かりやすい企業誘致がされています。先日も本田上工業団地へJAの施設ができるとの記事がありました。加茂市は御要望に応じて柔軟に対応することですが、用意できる土地はどうか。民間所有の土地を集めるのでしょうか。企業から話があり、持ち主に土地を提供してほしいと交渉を行って、二つ返事ですぐに了承をもらえるのでしょうか。すぐに決まるなんてことは少ないと思います。それが複数人との交渉ではどのくらいの日数がかかるのでしょうか。いろいろ交渉しているうちに企業の熱が冷め、すぐにも着工できる工業団地を持っているところへ進出を決めてしまうのではないのでしょうか。民間企業からすれば、かかる日数もコストと考えるのではないのでしょうか。民間のスピードについていけるのでしょうか。民間企業のスピードに追いつかなければなりません。工業団地を造成する。加茂市の現状を考えますと、予算面より現実的ではありません。

そこで、バイパス沿いや便のよいところ、自然派の企業には緑豊かな土地など、企業誘致推進地域とし

て策定してはいかがでしょうか。土地所有者とは事前に、企業が希望してきたら協力する、土地を手放すなど、事前の意思確認をし、企業が進出したいとの希望があればすぐに土地が用意でき、また市としても手続などスムーズに推進するなど、分かりやすい形で、目に見える形で企業進出を後押しできるとの姿勢がよいのではないのでしょうか。広く加茂市が推進できる場所を表したら企業側も分かりやすいのではないのでしょうか。

そのようなことを行うと土地の買い占めや地上げが起こるのでしょうか。いつ進出するか分からない、また広く選定しておいて、怪しければ他の地域を選ぶ。土地の値段が上がればよいことではあると思いますが、今の日本ではあまり考えられません。私自身も経験したことのないテレビの中の世界のことであります。個人的なお店が増えることも、まちの雰囲気もよくなり、活気も出ますが、大きな雇用創出が若者の定住、流入に結びつくのではないのでしょうか。また、大学生、高校生の卒業後の進路選択につながるのではないのでしょうか。企業誘致について当局の見解をお尋ねいたします。

次に、ごみの野積みの状況を憂い、ごみ分別推進による処分量削減についてであります。加茂市・田上町消防衛生保育組合にて、ごみ焼却場について、現在、未来に向けた話合いが行われていますが、今現在、そして未来までの間が大変不安になっております。6月、炉の定期点検修繕が行われる。その間、燃やせないごみは敷地内に積んでおくとの説明があったと記憶をしております。平成31年のダイオキシン問題での炉の停止命令の際にも、今回同様、敷地内での野積みが行われたため、私も先般の説明の際には何ら疑問を呈することなくその説明の場におりました。今現在、深く反省をしております。7月、そして8月と野積みの状況を見てまいりました。7月、臭いも周辺に漂っており、野積みの厳しい状況を認識しましたが、猛暑を越えた8月28日、稲も色づき、早い稲刈りも始まった頃、再び野積みの状況を見てまいりました。臭いはさらに強烈な臭いとなっており、その場にはいることはできませんでした。シートをかぶせただけでは防げない。また、ネズミも発生していると聞いております。汚水はどのような処理がされているのでしょうか。そのまま流れているのでしょうか。このような環境の中で周辺にて農作業をしておられる方々、同じ農作業を行う人間として申し訳ない気持ちであります。また、8月28日には野積みごみの一部炉への搬入が行われた跡があり、地面に機械の跡がついておりましたが、作業をされた方がどのような思いで作業をされたのでしょうか。

野積みの状況を見て考えたことは、以前から指摘をされている加茂・田上地域以外からのごみの持込みはどのような状況なのかということでもあります。多くの自治体では、ごみ有料化に伴う指定袋によるごみ出し、持込みごみにも、新潟市では家庭ごみ10キロ60円、事業系ごみ10キロ130円がかかります。加茂、田上では、黒い袋に入れて中身がどうか分からない、また持込みも入り口で免許証の提示を求められますが、無料であり、そのごみが域内なのか、市外、町外からのごみなのか分からない。市外、町外の事業系ごみも家庭ごみとしてトラックで持ち込まれていると聞きます。私も二、三時間外に立って見ていましたが、指摘されている状況について、こういうことかと理解をしました。片や地元では野積み、片や市外、町外から多くのごみが持ち込まれる。このようなことがあってよいのでしょうか。老朽化した炉に不適切なごみの負担をかけてよいのでしょうか。市民、町民のコストでそのようなごみの処理をしてよいのでしょうか。現状の域外からのごみの持込みについて、管理者でおられる市長の御認識はいかがでしょうか。

このような状況を鑑み、ごみ処理等について考えます。また、令和2年12月定例会での橋本昌美議員

の質問と当局答弁も参考に質問、提案を行いたいと思います。焼却場に持ち込まれるごみは、収集車も含めてどのくらいの量なのでしょう。受付しているところは重量計になっていると思いますが、収集車の車体の重さは事前に分かっていると思うのですが、持込みのごみの量は量っているのでしょうか。様々な車が来て重さも様々、ごみも様々、車にいっぱいなのか、半分なのか、袋1つなのか、様々であります。入りと出の重量を量らないとごみがどのくらい持ち込まれたのか分からないのではないのでしょうか。収集車も同様に思いますが、私もごみを持っていった際は、行きは受付で免許証を提示したので、重量を量られたと思いますが、帰りは空いている道を通って出てきました。止まって重量を量られたことはありません。そのような状況から、焼却場で燃やすごみの正確な量は把握できているのでしょうか。正確な量から炉をどのようにいたわるのか推測できるのではないのでしょうか。

橋本議員への御答弁では、平成30年度実績で、加茂市の一般廃棄物の総排出量は1万1,488トン、田上町4,530トン、1人1日当たり1.15キログラム、田上町は1.06キログラムとあります。新潟県平均は1.03キログラムとあります。他市同様分別を進めると11%のごみ削減ができるのではないのでしょうか。燃えないごみも含めてと思いますが。

加茂市の分別の状況はいかがでしょう。新潟県の統計資料、令和2年度ごみ減量化・再資源化実態調査結果を見ますと、粗大ごみを含めると加茂市は15分別とあり、三条市11分別、新潟市13分別とあります。加茂市は十分に分別の進んだまちなのでしょうか。現状、そのような状況とは思えません。分別の優等生なのでしょうか。加茂市の15分別の実態はどのような現状なのでしょうか。

また、御答弁では、ごみ処理施設が使用できなくなったら近隣施設へお願いするとのことですが、相手先のごみ処理に余力があるので、受入れも可能と思いますが、分別はどうか。相手先と同様レベルの分別でなければ、市民、議会からも加茂のごみはどうなっているのかとの声上がるのではないのでしょうか。停止命令を受け、三条に搬入した際、収集車が炉の前でごみを開けるよう三条の職員から言われ、ごみの写真を撮られたとの話も運転されていった方から話を伺っております。搬入先も加茂のごみの状況を確認されました。ごみの質がどうか調べられました。加茂、田上の生活インフラを守ってくださっている方がそのような屈辱を受けてはいけません。また、当時の三条市長の國定氏も分別されていないのは分かっていたが、加茂に協力したと、先日御意見を伺いました。分別が不十分なごみを今後も近隣自治体が受け入れてくれるのでしょうか。定期的、長期にわたりごみ処理をお願いする際には、分別は避けて通れないと思います。そのときに分別を始めるでは対応できない。市民も混乱するのではないのでしょうか。十分な周知期間を設けて、幾度も説明して実施しないと騒動になってしまうと考えます。

また、市外、町外からのごみ搬入に対し、指定袋の導入、事業系ごみの処理費用の改定が必要なのではないのでしょうか。しかし、指定袋の有料化には反対です。これはポピュリズムではなく、ごみ処理は既に住民税にて市民の皆さんより御負担をいただいていると考えます。財務省のホームページ、身近な税Q&Aを見ますと、クエスチョン、「住民税について教えてください。所得税とはどう違うのですか。そもそも国税と地方税は違うのですか」とあります。回答、「公的なサービスは、国と地方で分担しています。その費用は、国も地方も、主に税金によって賄われます。教育、福祉、消防・救急、ごみ処理といった私たちの生活に身近な行政サービスの多くは、市区町村や都道府県によって提供されています。地方税は、こうしたサービスを賄うためのお金であり、その地域に住む人たちが広く負担を分かち合うもの（地域社会の会費）です。地方税の中でも、所得税（国の税金）と同じく、私たちに身近な税が住民税です。住民

税は、広く、その地域に住む人たちが地域社会の費用を分担するもので、市町村民税と都道府県民税があります」と記載されています。住民税に既にごみ処理が含まれています。ごみ有料化は二重負担を強いるものと考えます。金銭の負担ではなく、ごみ排出量の削減の手間、分別の仕分けることへの手間、そういったことでの労働コストにて負担していただくとの考えはいかがでしょうか。ごみ減量ができれば燃やすコストも削減となるのではないのでしょうか。ごみ1トン燃やすコストは幾らなのでしょう。大阪府八尾市や箕面市では、世帯人数に応じて指定袋を無料配布しています。このような制度を参考にできないのでしょうか。

また、橋本議員への市長答弁では、「私は、市議会議員のとき現地を視察し、清掃センターのごみ処理施設は、現状を見る限り、既に老朽化は著しく、いつごみの焼却ができなくなってもおかしくない状況にあると感じました。今も同じ考えです」と御答弁されています。突然処理できなくなったら、ごみ処理がパンクしたらどうなるか。パンクをする前に、炉の状況を広く市民、町民に知っていただき、ごみ減量への協力を求めなくてはいけないのではないのでしょうか。市民、町民に協力を求め、また域外からのごみの搬入を防ぎ、炉をもたせなくてはならないのではないのでしょうか。

指定袋導入、分別推進、事業系ごみ処理費適正化、不人気政策と思います。今までどんな袋でも出せていたのが出せなくなる。面倒だ、手間がかかる、処分コストが上がった、様々な批判の声が上がると思います。しかしながら、今しなければ、炉が動かなくなってからでは遅いのであります。5年後、10年後、市民の方が振り返ったときに、あのとき始めてよかったよね、あのとき決断してよかったよねと必ず言われる、評価される政策だと考えます。ごみ処理、ごみ分別、ごみ減量化について当局の見解をお尋ねいたします。

30年後、私たちはどのような加茂市の姿を見るのでしょうか。子供たちが大人になったとき、これから生まれてくる子供たちが30年後の加茂市にどのような思いを抱くのでしょうか。子供たちに誇れる加茂市にしたい、そのような思いで今回の質問を作成いたしました。

以上、壇上からの質問とし、再質問は発言席から行わせていただきます。ありがとうございました。

〔2番 大橋一久君 発言席に着く〕

〔市長 藤田明美君 登壇〕

○市長（藤田明美君） 大橋議員の御質問にお答えします。

初めに、加茂市の将来を考えた質問を下さり、ありがとうございます。その質問の中において、質問なのか、あるいは大橋議員の心の叫びを表現したものなのか判断できかねるところがありましたので、私自身が質問であると解釈したところに対しましてお答えいたします。

議員の取り上げるテーマは、非常に重要な、よいテーマだと思っております。それゆえ、こちらも漏れなくお答えしたいので、今後、質問とはっきり分かるように書いていただくと大変助かります。

では、人口減少対策について、移住定住促進のさらなる取組についてです。まず、加茂市のホームページについてですが、大橋議員のおっしゃるとおり、加茂市を知ってもらうための情報の発信力を強化しなければならないと私も痛感しています。総合計画の全ての柱を支える定住人口を確保する上で、移住定住の促進は大変重要な取組であり、加茂市に興味を持たれた方がホームページでまちの様子や子育て環境、移住定住施策を調べる際にストレスなく検索できることは、移住定住促進の第一歩であると思っております。トップページにバナーを貼り付けるなど、他市町村の先進事例などを参考にして、加茂市の強みをもっと

アピールできるように改善していきたいと思います。

移住定住等のガイドブックについても作成する方向で検討したいと思います。

なお、加茂市のホームページの「移住」のページのイベント情報でリンク切れがあったとのことですが、申し訳ありませんでした。今後、常に内容を更新するよう心がけるとともに、移住定住のホームページの充実や、現在行っているツイッターとインスタグラムによる情報発信も併せて引き続き充実させていきたいと思います。

次に、地域も移住定住者を受け入れる姿勢でいるというアピールが必要であり、地域ごとに受入れ協議会のような形はできないかとのことについてです。市民の皆さんが自主的に協議会をつくり、移住希望者の受入れ活動を行っていくことは非常に意義のあることだと思います。移住希望者がどのような地域の活動を体験したいか等のニーズを把握し、各地区の団体の協力体制が構築されれば移住促進の大きな力になると思いますが、あくまでも各地区の自主性が重要であり、行政がそれを支援できるような体制づくりを検討してみたいと思います。

次に、移住体験住宅など用意できないか、また空き家を何軒か整備できないかとのことについてです。加茂市では、今年の7月1日からオーダーメイド型移住体験ツアーを開始しました。加茂市に移住を検討している方に、まずは加茂市を訪れてもらえるような機会を提供するため、参加者の希望に基づいて半日程度のツアープログラムを組み、市内の事業所、空き家、保育施設、教育施設、医療施設等を回ってもらうというもので、申込みに応じて随時開催します。また、ツアーに参加しやすくなるように、県外からの参加者に対し、公共交通機関利用の場合は1人当たり1万円、高速道路利用の場合は1台当たり1万円を限とする交通費補助を行うとともに、東京圏からの参加者に対しては宿泊施設の1泊無料提供を行います。短期間の滞在希望者に対しては、この取組で対応できると思います。残念ながら緊急事態宣言の関係で実施に至っておりませんが、1件の問合せがありました。空き家を整備するなどして移住体験住宅に充て、長期滞在を体験してもらうことは必要な取組と考えています。これまでもそういった問合せがあることから、利用者の要望等を含め今後十分検討していきます。

次に、移住促進を掲げた窓口が必要ではないか、移住支援員や移住コンシェルジュを配置してはどうかかとのことについてです。移住窓口の設置、移住支援員やコンシェルジュの配置は、移住希望者への対応がワンストップでスムーズに行えるような体制づくりを進めていく中で検討していきたいと思います。

都会の方が加茂に来てくれ、加茂を選んでくれるということは、市民の皆さんにとっても、加茂市を誇らしく思い、よい効果が生まれてくるという議員のお考えについては私も同感です。議員の御意見を踏まえ、加茂市の魅力の発信に力を入れ、加茂市に移住してみたいと思ってもらえる施策を展開し、移住定住の促進にしっかり取り組んでいきたいと考えております。

次に、企業誘致推進地域策定についてです。加茂市はこれまで、企業から大規模な工場等進出の打診があった場合は、企業の要望を伺い、用地取得に係る支援を加茂市が行う形で対応してきました。具体的には、これまで大野精工株式会社の加茂市進出とその後の工場拡張や東芝ホームテクノ株式会社の工場拡張等において、企業が必要とする場所と面積を工場用地にするために、隣接する複数の地権者が所有する農地を工場用地として、また売却する農地の代替地が必要な地権者には、代替の農地について用地交渉に当たり、企業が土地所有権移転登記を行えるところまで支援してきました。

地権者との交渉にかかる日数についてですが、平成28年9月に5.0ヘクタールの工場用地取得の要

望を受けた事例では、関係機関との事前協議、法定協議、地権者と代替地提供者との用地交渉等を経て、加茂市の支援開始から土地所有権移転登記終了まで1年7か月、最初の工場完成まで2年11か月かかっています。ただし、この支援作業の途中で農村地域工業等導入促進法が改正され、平成29年7月に改正法の施行と計画書様式が国から示されるのを待ってからの作業となったため、8か月程度期間が延びたこととなります。これらの手続を進め、操業を開始いただくには、あらかじめ大型の財政出動により大規模な用地造成まで行って企業を待つのであれば、この程度の日数が必要となります。これだけ時間を要する理由は、一般的に土地を造成して工場を造るためには多くの規制があるからです。法体系的には、土地基本法、国土形成計画法、国土利用計画法の基本法があり、国土利用計画法に基づく土地利用基本計画に都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然環境保全地域の5つの地域が定められています。この地域ごとに規制法が存在し、土地に対する法的規制があります。また、農業地域への工場立地に当たっては、農業振興地域整備計画で指定した農用地区域からの除外や、農地法に基づく農地転用の許可が必要です。参考として、田上町の本田上工業団地は、県央土地開発公社の令和3年度事業計画書の土地造成事業によると、全体計画面積10万124平方メートル、土地取得費や造成費などで全体金額13億6,540万円、施行期間は平成9年から令和3年、今年度は4万1,895平方メートル、5億7,026万円の分譲を計画しています。なお、新聞報道によると、今年7月にJA全農県本部へ約2万平方メートルを売却したとのことでした。

バイパス沿いや便のよいところ、緑豊かな土地などを企業誘致推進地域として策定してはどうかのことですが、工場用地は、土地利用基本計画の都市地域において計画的に確保、整備することが基本であり、工場の立地に当たっては、都市計画法に定められた地域へ立地誘導を図る必要があります。加茂市では、市内で工場の立地が特に適正と認められる地域を工場適地として、須田第1工業団地、須田第2工業団地を指定しています。まさにこの地域が議員のおっしゃる企業誘致推進地域と言えます。指定地域内に工場等を建設する場合、農地については農地法に基づく転用許可が円滑に行われます。新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例で定める要件に該当する場合は県税の優遇措置を受けることができます。また、市独自の優遇措置として、市制度融資の工場等移転資金が利用できます。

加茂市ではこれまで、農村地域への規模の大きな工場立地に際しては、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律による実施計画書などを作成し、工場立地を支援してきました。企業から工場等進出の打診があった場合は、これまでと同様に工場適地等へ立地誘導を図ることが今のところ現実的であり、前述のように、より魅力ある加茂市の情報を発信することで企業誘致を進めていきたいと考えています。

一方で、大規模な経済成長が見込まれない経済情勢の中では、大企業の工場誘致はなかなか望めない現状でもあり、予算をかけずに地方への企業誘致を進めるには、市内空き店舗等を利用して首都圏企業のサテライトオフィス誘致を図る等、地方のメリットを十分に生かした施策を進めなければならないと考えております。

次に、ごみの野積みの状況を憂い、ごみ分別推進による処分量削減についてです。清掃センターでは、焼却炉の能力の低下を防ぐために、定期的に改修工事を実施しています。改修工事は、2炉のうち1炉を停止し実施します。1炉運転となるため、処理が間に合わないごみについては清掃センター敷地内に野積みを行っています。工事着手前には、地元農家組合長を訪問し、直接、工事内容の説明と野積みへの御理解をいただいています。野積みしたごみはシートで覆い、ごみの流出や飛散を防ぎ、なるべく近隣に迷惑

のかからないよう対策を講じています。

次に、清掃センターへの持込みについてです。清掃センターへのごみの直接搬入は、加茂市、田上町の住民であれば重量に関係なく無料です。事業系ごみは、50キログラムから100キログラムまでが300円、100キログラムを超えるものは、100キログラムまでごとに300円を加算します。

清掃センターの受付では、免許証等により居住地を確認しています。疑わしい事案については、職員が搬入ごみを確認し、排出場所等を聞き取ります。域外からの持込みが疑われる場合は、清掃センターへの持込みをお断りしています。

域外からのごみの持込みについて、疑わしい事案があることは現場職員や担当課、さらに市内廃棄物処理業者からも伺っています。そこで、まずはセンターでの受付時の確認を強化しました。さらに、粗大ごみについては、氏名、排出場所、搬入車両番号、電話番号、ごみの種類等を記載した届出書を提出してもらい、排出者情報を明確にします。これにより域外からのごみの持込みの防止を図ります。

また、清掃センターのごみ処理料金が、一般持込みごみは無料、事業系ごみは近隣自治体と比べ低料金であることから、域外からの持込みの要因になっていると思われます。近隣自治体のごみ処理料金を精査し、共に組合を管理している田上町と協議の上、適正なごみ処理料金の設定についても検討したいと思います。

次に、清掃センターへ持ち込まれるごみの量についてです。令和2年度の清掃センターのごみ処理量は1万5,007トン、内訳は、可燃物が1万3,184トン、不燃物は1,823トンです。令和元年度は1万5,025トンで、内訳は、可燃物が1万3,190トン、不燃物は1,835トンです。なお、ごみ処理量は年々減少しています。10年前のごみ処理量と比較すると10%減少しており、重量にして1,600トン程度減少しています。

次に、ごみの計量についてです。清掃センターに搬入される収集ごみ（ごみ収集車によって収集されるごみ）と事業系ごみは受付で計量を行います。一般の持込みごみ（住民からの持込みごみ）は、これまで処分料が無料であること、可燃ごみの量が少量であること、計量器が10キログラム以下は測定できないことから、計量器での計量は行っていませんでした。一般の持込みごみのうち不燃ごみは、搬入者が清掃センターに設置してあるコンテナに直接投入します。このコンテナを清掃センターから廃棄物処理業者が搬出する際にまとめて計量するので、不燃ごみの持込み量は把握しています。可燃ごみは、搬入者が直接ごみピット内に投入し、焼却するので、受付で計量しない限りは量を把握できません。そこで、現在、一般の持込みごみのうち可燃ごみがどれだけあるのかの検証を行っています。一般の持込みごみを全て計量し、全量から不燃ごみの量を差し引けば可燃ごみの量が把握できます。清掃センターには計量器が1台しかないため、車両の動線をどのようにするのか、混雑時の対応はどうか、受付体制はどうかなどの課題がありますが、域外からの持込みの抑止力となることも期待できますので、完全実施に向け検証を続けていきます。

次に、加茂市のごみの分別についてです。加茂市のごみの分別品目は、令和2年度ごみ減量化・再資源化実態調査では、可燃ごみ、新聞、雑誌、段ボール、牛乳パック、廃家電製品類、アルミ缶、スチール缶、その他の鉄類、瓶、ガラス類、その他の不燃ごみ、蛍光灯、水銀体温計、電池の15品目です。分別品目の数え方は各自治体により異なります。例えば三条市では小型家電、金属類、ガラス陶磁器類、スプレー缶を燃えないごみとして1品目にカウントしているので、品目数は少なくなります。加茂市では、他

の自治体では実施されていたペットボトルの回収を実施せず、長年可燃ごみとして焼却していたため、分別が不十分との見方をされてきたと思われます。しかし、今年6月からペットボトルの回収を開始しますので、現在、1品目加わり16品目の分別を行っていることとなります。

分別が不十分との見方をされるもう一つの要因は、可燃ごみへの不燃ごみの混入です。可燃ごみと不燃ごみの区別が分かりにくいものが、結果として可燃ごみに混入されているケースがあります。不燃ごみの混入は炉を傷める原因にもなります。環境課では、ごみカレンダー「家庭ごみの分け方出し方」を毎年3月に全戸配布していますが、令和3年度版は、これまでのものを大幅にリニューアルし、より見やすく分かりやすい内容に変更しました。また、ごみの区分の早見表を市のホームページに掲載しています。分別の徹底にはルールづくりと周知が重要と考えますので、今後も他の自治体の例を参考に、加茂市に合った分別方法をより分かりやすく市民の皆様にお伝えしていきたいと思っております。

次に、ごみの減量化についてです。分別品目のうち、新聞、雑誌、段ボールは集団回収（廃品回収）、牛乳パック、ペットボトルは拠点回収、それ以外はステーション回収です。ペットボトルは、県内各自治体の回収実績を加茂市の人口で換算すると、加茂市では年間70トン程度が回収できると推測されます。現在の拠点回収では、これまでの実績から年間17トン程度と見込まれますので、差引き53トンが回収できずに可燃ごみとしてステーションに出されることとなります。新聞、雑誌、段ボールは、国内における1人当たりの紙の消費量から加茂市の人口で換算すると、年間875トンが排出されると推測できます。令和2年度の集団回収による回収量は431トンですので、差引き444トンが回収できずに可燃ごみとしてステーションに出されていると思われます。よって、この4品目、つまりペットボトル、新聞、雑誌、段ボールの回収方法の見直しを図れば年間500トン近くの可燃ごみの減量化が期待できます。

ペットボトルは、今年6月に分別回収を開始したばかりですが、4拠点での回収で当初の見込みをはるかに超える回収実績となっています。今後、業者と収集体制、処理体制について協議し、最終的にはステーションでの回収を目指します。新聞、雑誌、段ボールは、現在、加茂市と田上町の廃棄物処理業者で構成する加茂市・田上町のごみ行政を考える連絡協議会と古紙の回収方法についての検討を進めているところです。また、市内の食品スーパーでも食品トレーなどの回収を実施しています。民間の皆様のお力も借りて、可燃ごみから再資源化できるものをできるだけ回収し、減量化していければと思います。

加茂市・田上町消防衛生保育組合では、現在、一般廃棄物処理基本計画の策定に向け作業を進めているところです。一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき市町村が定める計画で、ごみの減量やリサイクルについての基本的な策定を定めるものです。現在、過去のごみの量から将来的な処理量を試算し、基本計画の大枠を作成する作業を実施しています。基本計画策定の進捗に合わせて、ごみ処理方法、分別、減量化等の方針の決定、指定袋やごみ有料化の検討を実施していきます。

指定袋については、他の自治体の様々な方法を参考にしたいと考えています。現在、担当課で情報収集作業を始めています。また、これらの課題は、共に組合を管理する田上町と十分協議する必要がありますので、慎重に検討していきたいと思っております。その中で、今できる分別や減量化については、可能な限り実施していきたいと考えております。

答弁は以上です。

○2番（大橋一久君） 答弁ありがとうございました。次回からあれでしょうか。質問1とか。これは橋本さんがもうスタイル確立したので、ほかの方法を考えていきますが、橋本さん、質問6のとき、どうやっ

ていいかちょっと迷っていましたけど。

質問始めます。ごみの話からしたいなと思うのですけれども、今野積みの状況何度か見ていて、大変な、虫も飛んでいたり、臭いもしたなんていう状況でありますけれども、野積みは解消できますでしょうか。いつ頃解消になりますでしょうか。

○環境課長（石附敏春君） 野積みの件につきましては、6月の工事の際に処理できなくなった分のごみを野積みしたわけですが、今ピット内のごみと野積み量と比較しておりまして、それを今同時に少なくすることはできないので、収集ごみの量と比較しながら、ピット内のごみを削減しながら、野積みのごみを今ピットのほうにまた入れるという作業を繰り返し行っております。これは当然にして解消しなければいけない問題ですので、それはごみの収集量と見ながら入れていきますので、必ず解消するということを言っておきたいと思えます。

○2番（大橋一久君） 敷地内、剪定枝等も積んであるのですけれども、あれは資源化するのでしょうか。燃やせないから積んである状況なのでしょうか。

○環境課長（石附敏春君） 剪定枝につきましても、あれはあのまま、一旦、持ってきていただいた枝をあそこに積みまして、期間をかけて減量化していきます。かさを減量化していきます。その後チップにして、それを処理することを今考えております。処理業者のほうに渡すという形になります。あれを焼却するという考えは、今のところ持っておりません。

○2番（大橋一久君） それで、なかなかそのピット内も結構山積みだったなと思ひまして、今、炉の状況、今2基稼働しているのでしょうか。それで減っていつている、減らせる状況なのか。また、炉がどういう状況なのかというのと、また今後も修繕があればまた野積みが続くのではないかと思うのですけれども、その状況、炉の状況もどうでしょうか。

○環境課長（石附敏春君） 当然にして、炉の修繕というのは繰り返し続けていかなければいけない状況にはあります。ごみの減量化については、もちろん考えているところでありまして、今答弁でもさせていただいたのですけれども、まずはペットボトルのところ、そちらのほうのごみの減量化。それから、面積的にも重量的にも大きくなっているのが紙ごみでございます。新聞、雑誌、段ボールが非常に持ち込まれていることも多いですし、ステーションに出されていることも多いと。本来であれば、私ども、廃品回収というところで回収していただければというところで補助金等の制度も設けておけるのですけれども、実情、数字的に見ていると、答弁にありましたように400トン近くが捨てられているという状況になっていきます。これについてちょっと憂えているところもございまして、答弁にもありましたとおり加茂市と田上町の廃棄物処理業者でつくっている連絡会議というところがございまして、こちらのほうに御提案のほうをお願いしたいということで、私のほうから今、会議の会長のほうに御提案の依頼をしているところでございます。今いろいろとまた詰めているところもございまして、そういった形でステーションに捨てられるごみ、それから持ち込まれるごみ、紙類ですね、そちらを回収していつて減量化を当面進めていきたいというふうを考えています。

○2番（大橋一久君） これ古紙回収も廃品回収もそうなのです。PTAやっていますが、今廃品回収もなかなか、子供が少なくなってきた、子供がいない地域も出てきて、この廃品回収もそれぞれ地域によってぎりぎりなのかななんて思うので、また今後その古紙の集め方等も何か検討していかなくてはならない時期なのかななんて思っております。

それで、分別ですけども、ペットボトルも食品トレーも回収もできるのだけれども、燃やせる状況なわけなので、これを分別しているけれども、燃やせるというと、やっぱり他市の分別の数え方とは違うのではないかと思うのですけれども、その辺り御認識はいかがでしょうか。

○環境課長（石附敏春君） 食品トレーにつきましては、他市ではプラスチック容器包装という、これ新潟市が行っている分別方法になるのですけれども、これ新潟市は分別が非常に進んでいるところでございます。ただ、プラスチック包装という概念がすごく広いものですから、例えば食品トレーに限定するというのであれば分別は可能かもしれないのですけれども、プラスチック包装という広い分野になりますと、例えば食品トレーもそうですし、ペットボトルではない、例えばケチャップの容器、マヨネーズの容器、それからお菓子の袋、あぁいったものまでみんなプラスチック容器包装という分野に入りますので、そこをどう細分化して、どれだけ取るか、全部取るのか、その辺まで考えていかなければいけない状況だということでございます。

○2番（大橋一久君） 焼却炉、炉は元気なのでしょうか。直すとまだ使える、元気かどうか、まだもつというところで、燃やす能力もどうなのでしょう。以前から落ちているのか、部品を替えれば新品になるのは私も取りませんので、骨格があればもう難しいのだろうなと思っていますので、今現在の炉の燃やす能力というのはやはり劣ってきているのでしょうか。

○環境課長（石附敏春君） 正直申し上げさせていただければ、今現在の炉は30トン、30トンの1日60トンの炉で、2号の炉でございます。能力的には1日60トンの処理が、16時間で60トンの処理ができるという形にはなっておりますが、正直、申し上げにくいですが、やっぱり年数がたつているところでございますので、能力的には落ちてきてはおります。その落ちていっているところを定期修繕かけて直していっているという状況が今の状況でございます。

○2番（大橋一久君） ありがとうございます。それで、やっぱりそのためにも、ごみの分別して燃やす量を減らさなきゃいけないなと思いますし、野積み解消できるのかどうかって心配なのですけれども、あれ燃やせない状況の分はほかの自治体に委託するという考えは市長はないでしょうか。

○市長（藤田明美君） 今、野積みの状態が続いていて、ただまた工事がありますけれども、それが終わって2炉がちゃんと稼働する状況になれば野積みは順に解消していけるという見込みがありますので、今のところは他の自治体をお願いするという事は考えていないですし、そこに搬入することも考えると、そこではそれでまた経費がかかりますので、そこを比べたときに、ちょっと時間はかかるのですけれども、必ず野積みは解消できるということで、その野積みを解消するほうで今考えています。

○議長（滝沢茂秋君） 残り3分です。

○2番（大橋一久君） 時間守ります。それで……要らんこと言って忘れちゃったな。炉の状況か。炉の状況の……本当に忘れちゃった。やっぱり分別をしないといけないのじゃないかなと思うし、やっぱりあの野積み……燃焼能力はどのくらい。

○環境課長（石附敏春君） 先ほども申し上げましたように、燃焼能力のところですけども、1炉30トン掛ける2で60トンがマックスとなります。今現在、日に50トンぐらいのごみが入って、多いときで50トン、平均すれば45トンとかそのぐらいになりますけれども、多いときで50トンというごみが入ってきます。能力的には、恐らく50トン処理できる能力は今のところは発揮できるかと思います。

○2番（大橋一久君） ありがとうございます。時間になりますので、これで終えたいかと思っております。

ども、ごみの状況、ぜひ分別してごみを減らさないということで大いに心配しておりますので、前向きな政策に応援していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。私の心の叫びを聞いていただいて、ありがとうございました。

終わります。ありがとうございました。

○議長（滝沢茂秋君） これにて大橋一久君の一般質問は終了しました。

お諮りいたします。本日の会議はこれにてとどめ、明17日午前9時30分から一般質問を続行いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

午後3時21分 延会